

## 放送大学学園職員給与規則

平成15年10月1日  
放送大学学園規則第7号

改正 平成15年11月1日、平成16年3月30日・  
10月28日、平成17年3月15日・11月7日、  
平成18年3月13日・8月28日、平成19年  
3月19日・12月21日、平成20年3月19日、  
平成21年3月19日・12月1日、平成22年  
3月15日・12月1日、平成23年3月7日・  
10月1日、平成24年3月22日、平成25年  
3月18日・8月27日、平成26年3月17日、  
平成26年12月1日、平成27年3月17日、  
平成28年2月24日・3月15日・11月30日、  
平成29年3月17日・3月28日・12月26日、  
平成30年3月13日・12月7日、平成31年  
4月26日、令和元年12月6日、令和2年3  
月13日、令和4年3月15日・12月7日、  
令和5年3月13日・12月5日

### (目的)

第1条 この規則は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下「就業規則」という。）第23条の規定により、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ各号に掲げる区分により支給する。

- 一 基本給は、本給（本給の調整額を含む。）及び扶養手当とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、職務付加手当、放送教育特別手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

2 給与は、勤務の対償として支払われる。

### (給与の支給日)

第3条 本給、扶養手当、管理職手当、職務付加手当、放送教育特別手当、特別都市手当、通勤手当、単身赴任手当及び住居手当は、その月の月額を毎月17日に、夜勤手当及び時間外勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

4 寒冷地手当は、11月1日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の翌日に、支給定日が土曜日に当たるときは、同月4日に支給する。

### (本給の決定)

第4条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定める区分に従い本給表において定める級及び号俸により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

一 一般職本給表（別表第1）

二 教育職本給表（別表第2）

3 前2項の規定にかかわらず、副学長の本給月額は、763,000円とする。

（初任給）

第5条 新たに採用する職員の初任給は、その職員の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第6条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した職員は、その職員の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その職員の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるところによる。

（降格）

第6条の2 就業規則第7条の3の規定により降任された職員は、下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させる場合、その職員の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるところによる。

（昇給）

第7条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員は、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、別に定める基準に従い昇給させることができる。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

（本給の調整額）

第8条 教育職本給表の適用を受ける職員のうち、別表第3の適用区分表（以下「適用区分表」という。）に掲げる職員にあっては、本給の調整を行うことができる。

2 本給の調整額は、当該職員の職務の級に応じ、別表第3の調整基本額表に掲げる調整基本額に、その者に係る適用区分表に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養の実情の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準ずる。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 事務局長

二 審議役、部長、次長、参事役、所長、館長及びオンライン教育センター長（以下、「センター長」という。）

三 課長、室長、企画調整監、人事企画監、プロデューサー及びディレクター

四 5級、6級又は7級である事務長

- 2 管理職手当の月額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、当該職員に適用される本給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表第4の管理職手当額欄に定める額とする。
- 3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第24条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「補償法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 第16条及び第17条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。

（職務付加手当）

第10条の2 職務付加手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 コース主任

二 教務委員会委員長、学生委員会委員長

三 学長補佐

四 オンライン教育センターマネージャー

- 2 職務付加手当の月額は、別表第4の2の職務付加手当額欄に定める額とする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、職務付加手当の支給について準用する。

（放送教育特別手当）

第11条 放送教育特別手当は、教育職本給表の適用を受ける職員で、年間を通して放送教材の作成を担当する職員に支給する。

- 2 放送教育特別手当の月額は、前項に規定する職員の受ける本給月額及び本給の調整額の合計額（以下「本給の月額」という。）に100分の5を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定は、第10条の規定の適用を受ける職員については適用しない。
- 4 第10条第3項及び第4項の規定は、放送教育特別手当の支給について準用する。

(特別都市手当)

第12条 特別都市手当は、別表第5に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

2 特別都市手当の月額、本給の月額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、別表第5の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（同条第76号に規定する放送大学学園を除く。）、日本放送協会及び一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「国等の機関」という。）に使用されるものであった者から人事交流により職員となった者は、国等の機関の職員であった期間を学園の職員であった期間とみなす。

4 前3項に規定するもののほか、特別都市手当に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる。

(広域異動手当)

第12条の2 職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は職員の勤務する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に勤務していた事務所の所在地と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国等の機関に使用されるものであった者から人事交流により職員となった者であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、放送大学学園の職員宿舎又は国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎に入居している職員その他別に定める職員は除く。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- 二 第15条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
  - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
  - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 その者の算定単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（定期券にあっては定期券の価額、回数券にあっては通勤21回分の運賃等の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を算定単位期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げた額。以下「運賃等相当額」という。）。ただし、その額（その者が2以上の交通機関等を利用している場合は、それぞれの運賃

等相当額の合計額)が55,000円を超えるときは、55,000円

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、算定単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額(運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国等の機関に使用されるものであった者から人事交流により職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用にかかる特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 前項第1号の規定に準じて算定単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額を算定単位期間の月数で除して得た額。ただし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、特別料金等の額の2分の1に相当する額の合計額が20,000円を超えるときは、20,000円)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給されている職員に、退職その他通勤の実情に変更が生じた場合で、当該事由が生じたことにより、当該職員に支給された通勤手当の額が、実際の通勤に要する運賃等の額(1箇月につき、55,000円を限度(新幹線鉄道等に係る通勤手当を認定されている職員は、特別料金等の2分の1の額(1箇月につき、20,000円を限度)を加算した額)として計算した額)に満たない場合は、その差額を支給することができる。

5 この条において「算定単位期間」とは、通勤手当の支給額を算定する際の単位となる期間として6箇月以内で1箇月を単位として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間をいう。

- 一 定期券 発行されている定期券の通用期間のうち6箇月以内で最も長いものに相当する期間
- 二 回数券等 1箇月
- 三 自動車等 1箇月

6 前5項に規定するものその他別に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる。

(単身赴任手当)

第15条 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が100キロ以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- 十 2,500キロメートル以上 70,000円

3 国家公務員、地方公務員若しくは公庫等職員であった者又はその他別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる。

5 第3項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日(休日又は週休日の振替日を除く)における勤務 100分

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（就業規則第15条第3項に定める法定休日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 就業規則第16条の2第1項に規定する時間外勤務代替休暇を与えられた場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該勤務しなかった時間外勤務代替休暇に相当する時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給しない。

（夜勤手当）

第17条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第18条 前2条、第25条から第27条まで及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する特別都市手当、管理職手当、職務付加手当、放送教育特別手当、広域異動手当及び寒冷地手当の月額相当額の合計額を当該事業年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（特定職員の適用除外）

第19条 第5条から第9条まで、第13条及び第15条から第17条までの規定は、副学長には適用しない。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表（1）に定める職員にあっては、本給の月額及びこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表（2）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）を基礎額として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその職員の在職期間の区分に応じて、次表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 職制上の段階、職務の級等による加算率

① 一般職本給表適用者

| 職員の区分                       | 加算率     |
|-----------------------------|---------|
| 事務局長、審議役、部長、次長、参事役          | 100分の20 |
| 課長、室長、企画調整監、人事企画監、プロデューサー、デ | 100分の15 |



|   |         |
|---|---------|
| イレクター、5級、6級又は7級である事務長                   |         |
| 考査職、課長補佐、専門職、4級である係長、4級である専門職員、4級である事務長 | 100分の10 |
| 技師、3級である係長、3級である専門職員、主任                 | 100分の5  |

② 副学長及び教育職本給表適用者

| 職員の区分                           | 加算率     |
|---------------------------------|---------|
| 副学長、教授（4級である教授にあつては別に定める職員に限る。） | 100分の20 |
| 4級である教授、准教授（別に定める職員に限る。）        | 100分の15 |
| 准教授、講師                          | 100分の10 |
| 助教及び助手                          | 100分の5  |

(2) 管理職の地位にある職員の本給月額額の割増率

| 職務の区分  | 割増率     |
|--|---------|
| 副学長、事務局長   | 100分の25 |
| 審議役、部長、次長、参事役、所長、館長、センター長                        | 100分の20 |
| 課長、室長、企画調整監、人事企画監、プロデューサー、ディレクター、5級、6級又は7級である事務長 | 100分の14 |

(3) 在職期間別支給割合

| 在職期間       | 割合       |
|------------|----------|
| 6箇月        | 100分の100 |
| 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80  |
| 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60  |
| 3箇月未満      | 100分の30  |

- 3 前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、人事交流により他の機関から引き続き放送大学学園の職員となった場合に、当該機関がその者に期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当（第8号に掲げる場合にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- 一 職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の機関の職員となるため退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合
  - 二 職員が基準日に休職し、給与を支給されていない場合
  - 三 職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合
  - 四 職員が基準日に停職を命ぜられている場合
  - 五 基準日に育児休業をしている職員で、第25条第2号の規定に該当しない場合
  - 六 職員が基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第29条の規定による懲戒解雇の処分を受けた場合
  - 七 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した場合（前号の場合を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
  - 八 職員が次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた場合（当該処分を取り消された場合を除く。）で、その職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に

処せられた場合

- 5 前4項に規定するもののほか、期末手当の額、在職期間の算定その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 第1項及び第2項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(期末手当の支給の一時差し止め)

第21条 期末手当の一時差し止め等の取扱いについては、一般職給与法第19条の6第1項、第3項1号及び2号並びに第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と、「公務」とあるのは「放送大学学園の業務」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては退職し、又は解雇された日現在）において受けるべき本給の月額及びこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第20条に規定する表（1）に定める職員にあっては、本給の月額及びこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（第20条に規定する表（2）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）を基礎額として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその職員の在職期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間別支給割合

| 在職期間          | 割合       |
|---------------|----------|
| 6箇月           | 100分の100 |
| 5箇月15日以上6箇月未満 | 100分の95  |
| 5箇月以上5箇月15日未満 | 100分の90  |
| 4箇月15日以上5箇月未満 | 100分の80  |
| 4箇月以上4箇月15日未満 | 100分の70  |
| 3箇月15日以上4箇月未満 | 100分の60  |
| 3箇月以上3箇月15日未満 | 100分の50  |
| 2箇月15日以上3箇月未満 | 100分の40  |
| 2箇月以上2箇月15日未満 | 100分の30  |
| 1箇月15日以上2箇月未満 | 100分の20  |
| 1箇月以上1箇月15日未満 | 100分の15  |
| 15日以上1箇月未満    | 100分の10  |
| 15日未満         | 100分の5   |
| 零             | 零        |

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
- 一 職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の期間の職員となるため退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合

二 職員が基準日に休職にされている場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職されている場合を除く。）

三 職員が基準日に停職を命ぜられている場合

四 基準日に育児休業をしている職員で、第25条第3号の規定に該当しない場合

五 第20条第4項第6号から第8号までに該当する場合

4 前条及び第20条第3項の規定は勤勉手当の支給に準用する。

5 前4項に規定するもののほか、勤勉手当の額、在職期間の算定その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

6 第1項及び第2項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

（寒冷地手当）

第23条 寒冷地手当は、毎年11月1日（次項において「基準日」という。）において別表第6に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

| 地域の区分 | 世帯等の区分    |              |         |
|-------|-----------|--------------|---------|
|       | 世帯主である職員  |              | その他の職員  |
|       | 扶養親族のある職員 | その他の世帯主である職員 |         |
| 1級地   | 131,900円  | 72,900円      | 51,700円 |
| 2級地   | 116,800円  | 65,300円      | 44,000円 |
| 3級地   | 112,700円  | 64,300円      | 43,000円 |
| 4級地   | 89,000円   | 51,000円      | 36,800円 |

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第6に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの及びこれに準ずるものとして別に定めるものを含まないものとする。

2 表に掲げる地域の区分は、別表第6のとおりとする。

3 第3条第4項及び前条第2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずるほか、別に定める。

（休職者の給与）

第24条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられた場合には、その給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は長期傷病補償年金がある場合には、給与の額からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当及び住居手当の100分の60を支給することができる。

4 職員が休職（前3項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職の期間中の給与については、そのつど定める。

（育児休業者の給与）

第25条 放送大学学園職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成15年放送大学学園規程第16号。以下「育児、介護休業規程」という。）により育児休業をする職員の給与については次の

各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 三 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、本条第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 四 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- 五 職員が、育児、介護休業規程第28条に規定する育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 六 前5号に規定するもののほか、育児休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。
- 七 第2号及び第4号に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

（介護休業者の給与）

第26条 育児、介護休業規程により介護休業をする職員の給与については次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与（第20条に規定する期末手当を除く。）を支給しない。
- 二 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 三 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- 四 職員が、育児、介護休業規程第29条に規定する介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 五 前4号に規定するもののほか、介護休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第27条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（本給の半減）

第28条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため病氣有給休暇の開始の日から起算して90日（結核性疾患による場合は1年）を超えて引き続き勤務しない時は、その期間経過後の当該病氣有給休暇に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、本給の半減に関する必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる。

（日割計算）

第29条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給等により、本給月額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その本給額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、第10条に規定する管理職手当、第11条に規定する放送教育特別手当、第12条に規定する特別都市手当及び第12条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。  
(端数計算)

第30条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第31条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第32条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(補則)

第33条 その他この規則の実施に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずるとともに、この規則によりがたい事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 放送大学学園法（平成14年法律第156号。以下「新法」という。）附則第3条第1項の規定により、放送大学学園法（昭和56年法律第80号）に基づき設立された放送大学学園（以下「旧学園」という。）から新法に基づき設立された放送大学学園（以下「新学園」という。）に引き続き職員として身分を承継された者のこの規則の適用については、旧学園に在職していた期間も新学園に在職していたものとする。
- 3 平成23年4月1日において、一般職本給表及び教育職本給表の適用を受ける43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において、放送大学学園職員給与規則第7条の規定により昇給した職員その他一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて当該職員との権衡上必要があると認められるものとする職員の平成23年4月1日における号俸は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 4 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、放送大学学園職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第4条の規定の適用を受ける職員に対する本給月額（放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月13日）附則第4項の規定による本給を含み、当該職員が職員給与規則第28条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額（同条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（副学長にあっては、100分の9.77。以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 本給表    | 職務の級     | 割合        |
|--------|----------|-----------|
| 一般職本給表 | 2級以下     | 100分の4.77 |
|        | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
|        | 7级以上     | 100分の9.77 |
| 教育職本給表 | 1級       | 100分の4.77 |
|        | 2級及び3級   | 100分の7.77 |
|        | 4级以上     | 100分の9.77 |

- 5 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 二 放送教育特別手当 当該職員の本給月額に対する放送教育特別手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
  - 三 特別都市手当 当該職員の本給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 四 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 五 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 六 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 七 職員給与規則第24条第1項から第3項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからハまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからハまでに定める額
    - イ 職員給与規則第24条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 職員給与規則第24条第2項 前項並びに第三号から第五号に定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ハ 職員給与規則第24条第3項 前項及び第三号、第四号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- 6 特例期間においては、職員給与規則第16条から第17条及び第25条から第27条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する特別都市手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 7 特例期間においては、職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第4項、第5項第二号から第七号まで並びに第6項の規定の適用については、第4項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第5項第二号中「本給月額に対する放送教育特別手当の月額」とあるのは「本給月額に対する放送教育特別手当の月額から職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項第二号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第三号中「本給月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本給月額に対する特別都市手当の月額から職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項第三号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第四号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項第四号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第五号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から職

員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項第五号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第六号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項第六号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第七号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項並びに第三号から第五号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項並びに第三号から第五号」と、同号ハ中「前項及び第三号、第四号」とあるのは「第7項の規定により読み替えられた前項並びに第三号、第四号」と、第6項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 8 第4項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成15年11月1日）

- 1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年10月31日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日（以下「採用日」という。））において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当、放送教育特別手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）、管理職手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月（採用日の属する月）から同年10月までの月数（月の途中で新たに職員となった者においては、採用日の属する月の翌月から同年10月までの月数）を乗じて得た額
  - 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に掲げる額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成16年3月30日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員給与規則第12条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る特別都市手当の支給に関するこの規則による改正後の職員給与規則第12条の規定の適用については、同条第3項中「場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「支給割合（別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合）」とあるのは「支給割合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則（平成16年10月28日）

この規則は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に在職している職員が、改正後の放送大学学園職員給与規則第12条第

1 項の規定による特別都市手当を支給されないこととなる場合における当該職員に対する特別都市手当の支給割合は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間「100分の3」とする。

附 則（平成17年11月7日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において別表第1及び第2の本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準じて定める。
- 3 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者）については、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当、放送教育特別手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び管理職手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月（採用日の属する月）から同年11月までの月数（月の途中で新たに職員となった者においては、採用日の属する月の翌月から同年11月までの月数）を乗じて得た額
  - 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- 4 前項第1号に掲げる額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成18年3月13日）

改正 平成24年4月1日

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において在職する職員の切替日における職務の級及び号俸の決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準ずる。
- 3 切替日の前日において改正前の放送大学学園職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1及び別表第2の本給表に定める職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号俸は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる。
- 4 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者が受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成22年12月1日において、第一号及び第二号に掲げる職員（以下「減額改定対象職員」という。））については、当該本給月額にそれぞれに定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれらを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「特定職員」という。））については、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合）については、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
  - 一 職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸が次号の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の者並びに平成22年4月2日から同年12月1日までの間に



職員以外の者又は職員であつて適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員以外の職員となった者 100分の99.34

| 本給表    | 職務の級 | 号俸          |
|--------|------|-------------|
| 一般職給表  | 1級   | 1号俸から93号俸まで |
|        | 2級   | 1号俸から64号俸まで |
|        | 3級   | 1号俸から48号俸まで |
|        | 4級   | 1号俸から32号俸まで |
|        | 5級   | 1号俸から24号俸まで |
|        | 6級   | 1号俸から16号俸まで |
|        | 7級   | 1号俸から4号俸まで  |
| 教育職本給表 | 1級   | 1号俸から72号俸まで |
|        | 2級   | 1号俸から52号俸まで |
|        | 3級   | 1号俸から40号俸まで |
|        | 4級   | 1号俸から12号俸まで |

- 二 前号の規定にかかわらず、平成21年12月1日において、同年4月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員以外の職員となった者で前号の適用を受けるもの 100分の99.1

| 本給表    | 職務の級 | 号俸          |
|--------|------|-------------|
| 一般職本給表 | 1級   | 1号俸から56号俸まで |
|        | 2級   | 1号俸から24号俸まで |
|        | 3級   | 1号俸から8号俸まで  |
| 教育職本給表 | 1級   | 1号俸から32号俸まで |
|        | 2級   | 1号俸から12号俸まで |

- 5 切替日の前日から引き続き在職する副学長で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる副学長には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。ただし、当該副学長には、給与規則第12条の規定は適用しない。
- 6 切替日の前日から引き続き本給の調整額を受ける職員で、その者の受ける本給の調整額が同日において受けていた本給の調整額（減額改定対象職員である者にあつては、当該本給の調整額に100分の99.76を乗じて得た額。）に達しないこととなる職員には、切替日の前日に受けていた本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を本給の調整額として支給する。
- 一 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
  - 二 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
  - 三 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
  - 四 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 7 切替日の前日から引き続き在職する職員（第4項及び前項に規定する職員を除く。）で、第4項及び前項の規定による本給及び本給の調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて、本給及び本給の調整額を支給する。
- 8 切替日以降に国等の機関に使用されるものであつた者から新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して第4項及び第6項の規定による本給及び本給の調整額を支給される職員との権

衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて、本給及び本給の調整額を支給する。

- 9 第4項、第5項、第7項及び第8項の規定による本給を支給される職員に関する改正後の給与規則第10条第2項、第11条第2項、第20条第2項及び第22条第2項並びに放送大学学園職員退職手当規則（平成15年放送大学学園規則第10号。以下「退職手当規則」という。）第3条及び第4条の規定の適用については、給与規則第10条第2項、第11条第2項、第20条第2項及び第22条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年放送大学学園規則第7号）附則第4項、第5項、第7項又は第8項の規定による本給の額との合計額」と、退職手当規則第3条及び第4条中「本給の月額」とあるのは「本給の月額と放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年放送大学学園規則第7号）附則第4項、第5項、第7項又は第8項の規定による本給の額との合計額」とする。
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 第7条第2項 | 4号俸 | 3号俸 |
|        | 3号俸 | 2号俸 |
| 第7条第3項 | 4号俸 | 3号俸 |
|        | 3号俸 | 2号俸 |
|        | 2号俸 | 1号俸 |

附 則（平成18年8月28日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日）

改正 平成22年12月1日

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第10条第1項の規定により管理職手当が支給される職員のうち、改正後の放送大学学園職員給与規則（以下「新給与規則」という。）第10条の規定による管理職手当の額が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に受けていた管理職手当の額（施行日以降、国等の機関に使用されるものであった者から人事交流により職員となった者（以下「人事交流者」という。）については、施行日の前日に国等の機関で受けていた管理職手当に相当する額。以下「経過措置基準額」（以下「経過措置基準額」（放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月13日）附則第4項の各号に掲げる職員である者にあつては、当該額に同項に定める区分に応じ、同項に定める割合を乗じて得た額。）という。）を乗じて得た額。）という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 次の表の左欄に掲げる期間における新給与規則第11条第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、同表左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | 100分の8 |
|-------------------------|--------|

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで | 100分の7 |
| 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 100分の6 |

4 平成20年3月31日までの間においては、新給与規則第12条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

5 新給与規則第12条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合、職員の勤務する事務所が移転した場合又は人事交流者であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつた場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平成19年12月21日）

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の日において、放送大学学園職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の適用を受ける職員については、この規則による改正後の職員給与規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月19日）

この規則は、平成20年3月19日から施行し、この規則による改正後の放送大学学園職員給与規則（以下「新給与規則」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、新給与規則別表第5の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第3条第5項及び第11条の2の教員免許更新講習担当特別手当に関する規定は、平成20年10月1日から適用する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に独立行政法人メディア教育開発センター（以下「旧センター」という。）に在職していた職員で、同センターの廃止により学園に身分を承継されたもの（以下「承継職員」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者の本給の調整額については、当分の間、なお従前の例による。

一 大学院担当教員として総合研究大学院大学の研究科において講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当し、かつ主任として学生に対する研究指導（1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。）を担当する職員のうち、4人以上の学生を担当する者

二 大学院担当教員として総合研究大学院大学の研究科において講義等を年度を通じて2単位以上担当する職員又は主任指導を担当する職員

三 大学院担当教員として総合研究大学院大学の研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教

3 承継職員のうち、総合研究大学院大学文化科学研究科メディア社会文化専攻長には、第10条の規定にかかわらず、当分の間、管理職手当として月額66,800円を支給する。

4 承継職員のうち、施行日の前日において旧センター職員給与規則に基づき扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における支給については、支給要件等に異動がない限り、第9条に規定する扶養手当、第13条に規定する住居手当、第14条に規定する通勤手当及び第15条に規定する単身赴任手当に基づき決定されたものとみなし、各手当額を支給する。

5 改正後の第10条第1項の規定については、施行日以降新たに採用する職員について適用し、施行日の前日に学園に在職し、同日において受けていた管理職手当に達しないこととなる職員には、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、その差額に相当する額に当該各号に定める割合を乗じて得た

額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の75
  - 二 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の50
  - 三 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の25
- 6 承継職員のうち、施行日の前日が属する月に旧センター職員給与規則に基づく超過勤務の実績がある職員の超過勤務手当については、これを時間外勤務手当とみなして、施行日の属する月の第3条に定める日に支給する。
- 7 承継職員に係る第20条第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間には、施行日の前日までの旧センターの職員として在職した期間を含めるものとする。
- 8 承継職員のうち、特定特任教授の給与については、第9条に規定する扶養手当を除き、当分の間、改正後の放送大学学園職員給与規則を適用するものとする。

附 則（平成21年12月1日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第20条第2項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成21年4月1日において減額改定対象職員（同年4月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、放送教育特別手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第15条第2項ただし書きに規定する額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者の例に準じて別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年3月15日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第20条第2項の規定及び第24条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成22年4月1日（同年4月2日から同年12月1日までの間に放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月13日）附則第4項の各号に掲げる職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、放送教育特別手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第15条第2項ただし書きに規定す

る額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける者の例に準ずる月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

3 平成30年3月31日までの間、職員(一般職本給表6級以上及び教育職本給表4級以上の適用を受ける者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないもの並びに放送大学学園特定有期雇用職員の就業及び給与の特例に関する規則(平成18年学園規則第1号)第7条第1項に定める表の6級以上の適用を受ける者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が放送大学学園職員給与規則(平成15年放送大学学園規則第4号。以下「職員給与規則」という。)第28条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第6項において「本給月額基礎額」という。))

二 放送教育特別手当 当該特定職員の本給月額に対する放送教育特別手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額に100分の5を乗じて得た額(以下この項において「放送教育特別手当減額基礎額」という。))

三 特別都市手当 当該特定職員の本給月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する特別都市手当の月額)

四 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額の100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

五 期末手当 6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びに本給月額に対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額(職員給与規則第20条第2項(1)の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項(1)で定める割合を乗じて得た額(同項(2)に定める管理職の地位にある職員(以下この号及び次号において「管理職員」という。)にあっては、その額に、本給月額と同項(2)に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る放送大学学園職員の給与の決定等に関する内規(平成15年常勤理事会決定第28号)(以下この項及び次項において「内規」という。)第7条で定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項(3)に定める割合

を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びに本給月額減額基礎額に対する特別都市手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額（同条第2項（1）の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（1）で定める割合を乗じて得た額（管理職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（2）に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る内規で定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（3）に定める割合を乗じて得た額）

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びに本給月額に対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（職員給与規則第22条第2項に定める同規則第20条第2項（1）の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（1）で定める割合を乗じて得た額（管理職員にあつては、その額に、本給月額に同項（2）に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る内規第8条第一号で定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びに本給月額減額基礎額に対する特別都市手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額（同規則第22条第2項に定める同規則第20条第2項（1）の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（1）で定める割合を乗じて得た額（管理職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（2）に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る内規第8条第一号で定める割合を乗じて得た額）

七 職員給与規則第24条第1項から第3項までにより支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同条第1項 前各号に定める額

ロ 同条第2項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 同条第3項 第一号、第三号及び第四号に定める額に100分の60を乗じて得た額

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は一般職給与法の適用の受ける者の例に準ずる。

5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての職員給与規則第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同規則第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する特別都市手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別都市手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

6 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の額は職員給与規則第10条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規則（以下「新給与規則」という。）附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「新給与規則施行の日」と、「55歳に達した日後における最初

の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年3月7日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規則は、平成23年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月22日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、放送大学学園職員給与規則（平成15年10月1日放送大学学園規則第7号。以下「職員給与規則」という。）第20条第2項、若しくは第24条第1項及び第2項、若しくは第25条第二号、若しくは放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの（放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月13日）附則第4項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、放送教育特別手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第15条第2項ただし書きに規定する額を除く。）の月額（放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月1日）附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準ずる月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 本給表    | 職務の級 | 号俸          |
|--------|------|-------------|
| 一般職本給表 | 1級   | 1号俸から93号俸まで |
|        | 2級   | 1号俸から76号俸まで |
|        | 3級   | 1号俸から60号俸まで |
|        | 4級   | 1号俸から44号俸まで |
|        | 5級   | 1号俸から36号俸まで |
|        | 6級   | 1号俸から28号俸まで |
|        | 7級   | 1号俸から16号俸まで |
|        | 8級   | 1号俸から4号俸まで  |
| 教育職本給表 | 1級   | 1号俸から84号俸まで |
|        | 2級   | 1号俸から64号俸まで |
|        | 3級   | 1号俸から52号俸まで |
|        | 4級   | 1号俸から24号俸まで |

- 二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対

象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

- 3 平成24年4月1日において、改正後の放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月13日）第4項の規定による本給に関する状況を考慮して一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる年齢に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの、職員給与規則第4条第3項の規定の適用を受ける職員及び放送大学学園特定有期雇用職員の就業及び給与の特例に関する規則（平成18年5月26日放送大学学園規則第1号）第7条の規定の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の職員給与規則第7条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして一般職給与法の規定の例に準じて定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして一般職給与法の例に準じて定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日において、改正後の放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月13日）第4項の規定による本給に関する状況を考慮して一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして一般職給与法の規定の例に準じて定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして一般職給与法の例に準じて定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において、改正後の放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年3月13日）第4項の規定による本給に関する状況を考慮して一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして一般職給与法の規定の例に準じて定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして一般職給与法の例に準じて定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成25年3月18日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の放送大学学園職員給与規則第12条については、平成25年3月18日から施行する。

附 則（平成25年8月27日）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日）

この規則は、平成26年12月1日から施行し、この規則による改正後の放送大学学園職員給与規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月17日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員及び施行日の前日から引き続き在職する副学長で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第9号。以下「一般職給与



法」という。) 給与法の適用を受ける者の例に準ずる職員を除く。) には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、改正前の本給月額との差額(以下この項において「経過措置額」という)に相当する額(放送大学学園職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年12月1日)附則第3項の規定の適用を受ける職員(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、経過措置額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

- 3 施行日の前日から引き続き在職する職員(前項に規定する職員を除く。)で、前項の規定による本給を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて、本給を支給する。
- 4 施行日以降に国等の機関に使用されるものであった者から新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて、本給を支給する。
- 5 第2項、第3項及び第4項の規定による本給を支給される職員に関する改正後の給与規則第11条第2項、第20条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、給与規則第11条第2項、第20条第2項及び第22条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と放送大学学園職員給与規則附則(平成27年3月17日)第2項、第3項又は第4項の規定による本給の額との合計額」とする。
- 6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の給与規則第12条の2第1項に規定する広域異動手当の支給割合については「100分の10」とあるのは「100分の8」とし、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 7 平成24年4月2日から平成27年3月31日までの間に広域異動手当の支給対象となっている者に対する改正後の給与規則第12条の2第1項に規定する広域異動手当の支給割合については、従前の支給割合とする。
- 8 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の給与規則第15条第2項に規定する単身赴任手当の月額については、「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則(平成28年2月24日)

この規則は、平成28年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月15日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月30日)

この規則は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月17日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは、「同項第2号」とする。

4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「が4級」とあるのは「が4级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

附 則（平成29年3月28日）

この規則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月26日）

この規則は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月13日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員である者を除く。）のうち、平成27年1月1日において放送大学学園職員給与規則第7条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年12月7日）

この規則は、平成30年12月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日）

この規則は、令和元年12月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月13日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において改正前の職員給与規則第13条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの（一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の職員給与規則第13条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずる額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の職員給与規則第13条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の職員給与規則第13条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和4年3月15日）

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年12月7日）

この規則は、令和4年12月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月13日）

この規則は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和5年12月5日）

この規則は、令和5年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1

## 一般職本給表

| 職務<br>の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      | 8級      | 9級      | 10級     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号俸       | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    |
|          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1        | 162,100 | 208,000 | 240,900 | 271,600 | 295,400 | 323,100 | 365,500 | 410,300 | 459,900 | 523,100 |
| 2        | 163,200 | 209,700 | 242,400 | 273,200 | 297,500 | 325,300 | 368,100 | 412,700 | 463,000 | 526,000 |
| 3        | 164,400 | 211,400 | 243,800 | 274,700 | 299,500 | 327,500 | 370,500 | 415,200 | 466,000 | 529,100 |
| 4        | 165,500 | 212,900 | 245,200 | 276,300 | 301,400 | 329,500 | 372,900 | 417,600 | 469,000 | 532,200 |
| 5        | 166,600 | 214,400 | 246,400 | 277,800 | 303,200 | 331,500 | 374,800 | 419,500 | 472,000 | 535,300 |
| 6        | 167,700 | 216,200 | 248,000 | 279,500 | 305,000 | 333,500 | 377,300 | 421,600 | 475,000 | 537,600 |
| 7        | 168,800 | 217,900 | 249,500 | 281,300 | 306,600 | 335,400 | 379,600 | 423,700 | 478,000 | 540,100 |
| 8        | 169,900 | 219,600 | 250,900 | 283,100 | 308,200 | 337,300 | 382,100 | 425,900 | 481,100 | 542,500 |
| 9        | 170,900 | 221,100 | 252,000 | 284,800 | 309,800 | 339,200 | 384,500 | 427,800 | 483,800 | 544,900 |
| 10       | 172,300 | 222,600 | 253,400 | 286,700 | 312,000 | 341,200 | 387,100 | 429,900 | 486,900 | 546,700 |
| 11       | 173,600 | 224,100 | 254,900 | 288,500 | 314,200 | 343,200 | 389,700 | 432,000 | 489,900 | 548,500 |
| 12       | 174,900 | 225,600 | 256,200 | 290,300 | 316,200 | 345,200 | 392,300 | 433,900 | 493,000 | 550,400 |
| 13       | 176,100 | 226,800 | 257,500 | 292,100 | 318,200 | 347,000 | 394,600 | 435,600 | 495,700 | 552,100 |
| 14       | 177,600 | 228,200 | 258,700 | 293,700 | 320,200 | 349,000 | 396,900 | 437,400 | 498,000 | 553,500 |
| 15       | 179,100 | 229,600 | 259,900 | 295,100 | 322,100 | 350,900 | 399,100 | 439,300 | 500,300 | 554,800 |
| 16       | 180,700 | 231,000 | 261,100 | 296,500 | 324,000 | 352,800 | 401,400 | 441,200 | 502,600 | 555,900 |
| 17       | 181,800 | 232,400 | 262,300 | 298,000 | 325,900 | 354,500 | 403,200 | 443,000 | 504,600 | 557,200 |
| 18       | 183,200 | 234,000 | 263,600 | 300,000 | 327,900 | 356,500 | 405,100 | 444,800 | 506,000 | 558,200 |
| 19       | 184,600 | 235,500 | 264,900 | 302,000 | 329,800 | 358,300 | 407,000 | 446,600 | 507,500 | 559,100 |
| 20       | 186,000 | 236,900 | 266,200 | 303,800 | 331,700 | 360,200 | 408,800 | 448,300 | 508,900 | 560,000 |
| 21       | 187,300 | 238,100 | 267,600 | 305,500 | 333,400 | 362,100 | 410,600 | 450,100 | 510,100 | 560,900 |
| 22       | 189,600 | 239,700 | 269,100 | 307,400 | 335,400 | 364,000 | 412,400 | 451,600 | 511,500 |         |
| 23       | 191,800 | 241,200 | 270,700 | 309,300 | 337,400 | 365,900 | 414,200 | 453,000 | 513,000 |         |
| 24       | 194,000 | 242,600 | 272,200 | 311,100 | 339,300 | 367,800 | 416,000 | 454,500 | 514,500 |         |
| 25       | 196,200 | 243,600 | 273,800 | 312,800 | 340,700 | 369,700 | 417,600 | 455,900 | 515,600 |         |
| 26       | 197,900 | 245,100 | 275,500 | 314,800 | 342,600 | 371,600 | 419,100 | 457,200 | 516,700 |         |
| 27       | 199,400 | 246,400 | 277,100 | 316,800 | 344,500 | 373,500 | 420,600 | 458,500 | 517,900 |         |
| 28       | 200,900 | 247,600 | 278,700 | 318,700 | 346,400 | 375,400 | 422,100 | 459,700 | 519,100 |         |
| 29       | 202,400 | 248,700 | 280,300 | 320,400 | 348,000 | 376,900 | 423,600 | 460,700 | 520,100 |         |
| 30       | 203,800 | 249,700 | 281,800 | 322,400 | 349,900 | 378,700 | 424,900 | 461,400 | 521,000 |         |
| 31       | 205,200 | 250,600 | 283,300 | 324,400 | 351,700 | 380,500 | 426,200 | 462,200 | 521,900 |         |
| 32       | 206,600 | 251,500 | 284,800 | 326,400 | 353,500 | 382,100 | 427,400 | 462,900 | 522,800 |         |
| 33       | 208,000 | 252,400 | 285,900 | 327,600 | 355,300 | 383,800 | 428,600 | 463,600 | 523,600 |         |
| 34       | 209,300 | 253,300 | 287,500 | 329,600 | 357,100 | 385,200 | 429,900 | 464,400 | 524,500 |         |
| 35       | 210,600 | 254,100 | 289,000 | 331,500 | 358,800 | 386,600 | 431,200 | 465,100 | 525,200 |         |
| 36       | 211,900 | 254,900 | 290,500 | 333,500 | 360,500 | 388,000 | 432,400 | 465,700 | 525,700 |         |
| 37       | 213,200 | 255,600 | 291,900 | 335,400 | 361,900 | 389,400 | 433,600 | 466,200 | 526,400 |         |
| 38       | 214,400 | 256,700 | 293,500 | 337,300 | 363,200 | 390,600 | 434,400 | 466,800 | 527,000 |         |
| 39       | 215,600 | 257,900 | 295,100 | 339,200 | 364,500 | 391,800 | 435,200 | 467,400 | 527,800 |         |
| 40       | 216,700 | 259,000 | 296,700 | 341,100 | 365,900 | 392,800 | 436,000 | 468,000 | 528,400 |         |
| 41       | 217,800 | 260,200 | 298,200 | 342,900 | 367,000 | 393,900 | 436,600 | 468,500 | 528,900 |         |
| 42       | 218,900 | 261,400 | 299,800 | 344,800 | 367,900 | 395,100 | 437,300 | 469,000 |         |         |
| 43       | 219,900 | 262,500 | 301,300 | 346,600 | 368,900 | 396,200 | 438,000 | 469,400 |         |         |
| 44       | 220,900 | 263,600 | 302,800 | 348,400 | 370,000 | 397,300 | 438,700 | 469,700 |         |         |

|    |         |         |         |         |         |         |         |         |  |  |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 45 | 221,800 | 264,700 | 304,400 | 349,900 | 370,800 | 398,000 | 439,500 | 470,000 |  |  |
| 46 | 222,700 | 265,800 | 306,000 | 351,300 | 371,700 | 398,700 | 440,300 |         |  |  |
| 47 | 223,600 | 266,900 | 307,600 | 352,700 | 372,600 | 399,400 | 440,700 |         |  |  |
| 48 | 224,500 | 267,900 | 309,100 | 354,200 | 373,400 | 400,100 | 441,400 |         |  |  |
| 49 | 225,400 | 268,900 | 310,000 | 355,700 | 374,200 | 400,700 | 441,900 |         |  |  |
| 50 | 226,300 | 269,900 | 311,500 | 356,500 | 375,000 | 401,300 | 442,300 |         |  |  |
| 51 | 227,200 | 270,900 | 313,000 | 357,500 | 375,800 | 401,800 | 442,700 |         |  |  |
| 52 | 228,100 | 271,800 | 314,600 | 358,500 | 376,500 | 402,200 | 443,100 |         |  |  |
| 53 | 228,900 | 272,700 | 316,200 | 359,400 | 377,200 | 402,600 | 443,500 |         |  |  |
| 54 | 229,800 | 273,600 | 317,800 | 360,500 | 377,900 | 402,900 | 443,900 |         |  |  |
| 55 | 230,700 | 274,500 | 319,300 | 361,400 | 378,600 | 403,200 | 444,300 |         |  |  |
| 56 | 231,500 | 275,400 | 320,800 | 362,400 | 379,300 | 403,500 | 444,600 |         |  |  |
| 57 | 231,800 | 276,300 | 322,200 | 363,300 | 379,800 | 403,800 | 444,900 |         |  |  |
| 58 | 232,600 | 277,200 | 323,400 | 364,000 | 380,400 | 404,100 | 445,300 |         |  |  |
| 59 | 233,300 | 278,100 | 324,500 | 364,700 | 381,000 | 404,400 | 445,600 |         |  |  |
| 60 | 233,900 | 279,000 | 325,600 | 365,300 | 381,700 | 404,700 | 445,900 |         |  |  |
| 61 | 234,500 | 280,000 | 326,300 | 365,700 | 382,100 | 405,000 | 446,200 |         |  |  |
| 62 | 235,200 | 281,000 | 327,200 | 366,300 | 382,800 | 405,300 |         |         |  |  |
| 63 | 235,800 | 281,900 | 328,000 | 367,000 | 383,400 | 405,600 |         |         |  |  |
| 64 | 236,300 | 282,800 | 328,800 | 367,700 | 384,000 | 405,900 |         |         |  |  |
| 65 | 236,800 | 283,300 | 329,600 | 368,000 | 384,400 | 406,200 |         |         |  |  |
| 66 | 237,300 | 284,000 | 330,000 | 368,700 | 385,000 | 406,500 |         |         |  |  |
| 67 | 237,800 | 284,700 | 330,600 | 369,400 | 385,600 | 406,800 |         |         |  |  |
| 68 | 238,400 | 285,600 | 331,300 | 370,000 | 386,200 | 407,100 |         |         |  |  |
| 69 | 238,900 | 286,600 | 332,100 | 370,300 | 386,600 | 407,300 |         |         |  |  |
| 70 | 239,400 | 287,400 | 332,800 | 370,900 | 387,100 | 407,600 |         |         |  |  |
| 71 | 239,900 | 288,200 | 333,500 | 371,600 | 387,600 | 407,900 |         |         |  |  |
| 72 | 240,400 | 289,000 | 334,100 | 372,200 | 388,200 | 408,100 |         |         |  |  |
| 73 | 240,900 | 289,700 | 334,600 | 372,500 | 388,500 | 408,300 |         |         |  |  |
| 74 | 241,400 | 290,200 | 335,200 | 373,100 | 388,900 | 408,600 |         |         |  |  |
| 75 | 241,800 | 290,600 | 335,700 | 373,800 | 389,300 | 408,900 |         |         |  |  |
| 76 | 242,300 | 291,000 | 336,300 | 374,400 | 389,700 | 409,100 |         |         |  |  |
| 77 | 242,800 | 291,200 | 336,600 | 374,800 | 390,000 | 409,300 |         |         |  |  |
| 78 | 243,300 | 291,500 | 337,100 | 375,300 | 390,300 | 409,600 |         |         |  |  |
| 79 | 243,800 | 291,700 | 337,500 | 375,900 | 390,600 | 409,900 |         |         |  |  |
| 80 | 244,300 | 292,000 | 337,900 | 376,400 | 390,800 | 410,100 |         |         |  |  |
| 81 | 244,700 | 292,200 | 338,300 | 376,900 | 391,000 | 410,300 |         |         |  |  |
| 82 | 245,200 | 292,400 | 338,800 | 377,500 | 391,300 | 410,600 |         |         |  |  |
| 83 | 245,600 | 292,700 | 339,300 | 378,000 | 391,600 | 410,900 |         |         |  |  |
| 84 | 246,000 | 292,900 | 339,800 | 378,300 | 391,800 | 411,100 |         |         |  |  |
| 85 | 246,400 | 293,200 | 340,100 | 378,700 | 392,000 | 411,300 |         |         |  |  |
| 86 | 246,800 | 293,500 | 340,500 | 379,200 | 392,300 |         |         |         |  |  |
| 87 | 247,200 | 293,800 | 341,000 | 379,600 | 392,600 |         |         |         |  |  |
| 88 | 247,600 | 294,100 | 341,400 | 380,000 | 392,800 |         |         |         |  |  |
| 89 | 248,000 | 294,400 | 341,700 | 380,400 | 393,000 |         |         |         |  |  |
| 90 | 248,500 | 294,800 | 342,100 | 380,900 | 393,300 |         |         |         |  |  |
| 91 | 248,800 | 295,100 | 342,600 | 381,300 | 393,600 |         |         |         |  |  |
| 92 | 249,100 | 295,500 | 343,000 | 381,700 | 393,800 |         |         |         |  |  |
| 93 | 249,400 | 295,700 | 343,200 | 382,000 | 394,000 |         |         |         |  |  |
| 94 |         | 295,900 | 343,600 |         |         |         |         |         |  |  |
| 95 |         | 296,200 | 344,100 |         |         |         |         |         |  |  |
| 96 |         | 296,600 | 344,500 |         |         |         |         |         |  |  |

|     |         |         |  |  |  |  |  |  |
|-----|---------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 97  | 296,800 | 344,700 |  |  |  |  |  |  |
| 98  | 297,100 | 345,100 |  |  |  |  |  |  |
| 99  | 297,500 | 345,500 |  |  |  |  |  |  |
| 100 | 297,900 | 345,800 |  |  |  |  |  |  |
| 101 | 298,100 | 346,100 |  |  |  |  |  |  |
| 102 | 298,400 | 346,500 |  |  |  |  |  |  |
| 103 | 298,800 | 346,900 |  |  |  |  |  |  |
| 104 | 299,100 | 347,300 |  |  |  |  |  |  |
| 105 | 299,300 | 347,800 |  |  |  |  |  |  |
| 106 | 299,600 | 348,200 |  |  |  |  |  |  |
| 107 | 300,000 | 348,600 |  |  |  |  |  |  |
| 108 | 300,300 | 349,000 |  |  |  |  |  |  |
| 109 | 300,500 | 349,500 |  |  |  |  |  |  |
| 110 | 300,900 | 349,900 |  |  |  |  |  |  |
| 111 | 301,300 | 350,200 |  |  |  |  |  |  |
| 112 | 301,600 | 350,500 |  |  |  |  |  |  |
| 113 | 301,800 | 351,000 |  |  |  |  |  |  |
| 114 | 302,000 |         |  |  |  |  |  |  |
| 115 | 302,300 |         |  |  |  |  |  |  |
| 116 | 302,700 |         |  |  |  |  |  |  |
| 117 | 302,900 |         |  |  |  |  |  |  |
| 118 | 303,100 |         |  |  |  |  |  |  |
| 119 | 303,400 |         |  |  |  |  |  |  |
| 120 | 303,700 |         |  |  |  |  |  |  |
| 121 | 304,100 |         |  |  |  |  |  |  |
| 122 | 304,300 |         |  |  |  |  |  |  |
| 123 | 304,600 |         |  |  |  |  |  |  |
| 124 | 304,900 |         |  |  |  |  |  |  |
| 125 | 305,200 |         |  |  |  |  |  |  |

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

## 教育職本給表

| 職務<br>の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 俸      | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    | 本給月額    |
|          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1        | 233,100 | 290,700 | 335,600 | 410,200 | 535,900 |
| 2        | 235,400 | 293,300 | 338,500 | 412,500 | 538,900 |
| 3        | 237,600 | 295,700 | 341,500 | 414,600 | 542,000 |
| 4        | 239,600 | 298,000 | 344,500 | 416,700 | 545,100 |
| 5        | 241,700 | 300,300 | 347,400 | 418,600 | 548,100 |
| 6        | 243,400 | 302,600 | 349,800 | 421,000 | 550,500 |
| 7        | 245,100 | 304,700 | 352,300 | 423,200 | 553,000 |
| 8        | 246,900 | 306,900 | 354,700 | 425,500 | 555,400 |
| 9        | 249,000 | 309,200 | 357,200 | 427,200 | 557,700 |
| 10       | 251,300 | 311,600 | 359,800 | 429,700 | 559,500 |
| 11       | 253,600 | 314,000 | 362,400 | 431,900 | 561,400 |
| 12       | 255,600 | 316,400 | 365,200 | 434,100 | 563,300 |
| 13       | 257,700 | 318,700 | 367,800 | 435,500 | 565,000 |
| 14       | 260,100 | 320,700 | 369,500 | 437,700 | 566,400 |
| 15       | 262,400 | 322,700 | 371,700 | 439,900 | 567,700 |
| 16       | 264,700 | 324,400 | 373,900 | 442,200 | 568,900 |
| 17       | 266,600 | 326,400 | 375,600 | 444,300 | 570,200 |
| 18       | 269,400 | 328,200 | 377,600 | 446,600 | 571,000 |
| 19       | 272,200 | 330,000 | 379,600 | 448,800 | 571,700 |
| 20       | 274,900 | 331,700 | 381,400 | 451,100 | 572,400 |
| 21       | 277,600 | 333,100 | 383,200 | 453,100 | 573,200 |
| 22       | 280,200 | 335,500 | 384,700 | 455,400 |         |
| 23       | 282,700 | 337,600 | 385,900 | 457,800 |         |
| 24       | 285,100 | 339,800 | 387,100 | 460,100 |         |
| 25       | 287,500 | 341,600 | 388,200 | 462,100 |         |
| 26       | 290,000 | 343,500 | 389,900 | 464,200 |         |
| 27       | 292,400 | 345,600 | 391,600 | 466,300 |         |
| 28       | 294,900 | 347,700 | 393,300 | 468,400 |         |
| 29       | 297,300 | 349,600 | 395,000 | 470,400 |         |
| 30       | 299,600 | 351,500 | 396,600 | 472,700 |         |
| 31       | 301,800 | 353,300 | 398,000 | 474,900 |         |
| 32       | 304,000 | 355,000 | 399,300 | 476,800 |         |
| 33       | 306,200 | 356,900 | 400,900 | 478,700 |         |
| 34       | 308,400 | 358,500 | 402,500 | 480,800 |         |
| 35       | 310,900 | 360,000 | 404,000 | 483,000 |         |
| 36       | 313,100 | 361,400 | 405,700 | 485,000 |         |
| 37       | 315,400 | 362,800 | 406,800 | 487,100 |         |
| 38       | 316,700 | 364,800 | 408,300 | 489,100 |         |
| 39       | 318,300 | 366,700 | 409,800 | 491,000 |         |
| 40       | 319,700 | 368,400 | 411,000 | 492,900 |         |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 321,100 | 370,100 | 411,900 | 494,900 |
| 42 | 321,500 | 371,900 | 413,500 | 496,800 |
| 43 | 321,900 | 373,500 | 415,000 | 498,500 |
| 44 | 322,300 | 374,900 | 416,600 | 500,400 |
| 45 | 322,900 | 376,600 | 417,900 | 502,300 |
| 46 | 323,400 | 378,300 | 419,400 | 504,100 |
| 47 | 324,200 | 379,800 | 420,800 | 505,900 |
| 48 | 325,000 | 381,300 | 422,300 | 507,700 |
| 49 | 325,600 | 382,800 | 423,600 | 509,400 |
| 50 | 326,300 | 384,400 | 424,800 | 511,100 |
| 51 | 327,000 | 385,900 | 426,100 | 512,900 |
| 52 | 327,700 | 387,500 | 427,300 | 514,800 |
| 53 | 328,700 | 388,600 | 428,000 | 516,300 |
| 54 | 329,400 | 390,100 | 428,900 | 517,900 |
| 55 | 329,800 | 391,500 | 429,800 | 519,600 |
| 56 | 330,400 | 393,100 | 430,700 | 521,200 |
| 57 | 330,800 | 394,400 | 431,500 | 522,800 |
| 58 | 331,500 | 395,800 | 432,400 | 524,100 |
| 59 | 332,200 | 397,100 | 433,300 | 525,400 |
| 60 | 332,800 | 398,400 | 434,100 | 526,600 |
| 61 | 333,500 | 399,600 | 434,800 | 527,800 |
| 62 | 334,400 | 401,000 | 435,700 | 528,800 |
| 63 | 335,300 | 402,400 | 436,700 | 529,800 |
| 64 | 336,100 | 403,800 | 437,600 | 530,800 |
| 65 | 336,800 | 404,800 | 438,500 | 531,400 |
| 66 | 337,800 | 405,900 | 439,400 | 532,300 |
| 67 | 338,500 | 406,900 | 440,400 | 533,200 |
| 68 | 339,500 | 408,000 | 441,300 | 534,100 |
| 69 | 340,100 | 408,900 | 442,300 | 535,000 |
| 70 | 341,000 | 409,700 | 443,300 | 535,800 |
| 71 | 341,900 | 410,500 | 444,200 | 536,500 |
| 72 | 342,800 | 411,200 | 445,200 | 537,000 |
| 73 | 343,100 | 411,900 | 446,200 | 537,700 |
| 74 | 344,100 | 412,800 | 447,100 | 538,200 |
| 75 | 345,100 | 413,600 | 448,000 | 539,000 |
| 76 | 346,100 | 414,300 | 449,000 | 539,600 |
| 77 | 347,100 | 414,900 | 449,800 | 540,100 |
| 78 | 348,000 | 415,300 | 450,300 |         |
| 79 | 348,900 | 415,600 | 451,000 |         |
| 80 | 349,800 | 415,900 | 451,600 |         |
| 81 | 350,700 | 416,200 | 452,400 |         |
| 82 | 351,600 | 416,500 | 453,100 |         |
| 83 | 352,500 | 416,700 | 453,400 |         |
| 84 | 353,400 | 417,000 | 454,000 |         |
| 85 | 354,000 | 417,200 | 454,400 |         |
| 86 | 354,600 | 417,500 | 454,700 |         |
| 87 | 355,200 | 417,800 | 455,000 |         |
| 88 | 355,800 | 418,100 | 455,300 |         |



|     |         |         |         |  |
|-----|---------|---------|---------|--|
| 89  | 356,300 | 418,300 | 455,600 |  |
| 90  | 356,700 | 418,600 |         |  |
| 91  | 357,100 | 418,900 |         |  |
| 92  | 357,500 | 419,200 |         |  |
| 93  | 357,900 | 419,400 |         |  |
| 94  | 358,300 | 419,700 |         |  |
| 95  | 358,800 | 420,000 |         |  |
| 96  | 359,200 | 420,300 |         |  |
| 97  | 359,800 | 420,500 |         |  |
| 98  | 360,300 | 420,800 |         |  |
| 99  | 360,700 | 421,100 |         |  |
| 100 | 361,200 | 421,300 |         |  |
| 101 | 361,600 | 421,500 |         |  |
| 102 | 362,100 | 421,800 |         |  |
| 103 | 362,400 | 422,100 |         |  |
| 104 | 362,800 | 422,300 |         |  |
| 105 | 363,300 | 422,500 |         |  |
| 106 | 363,700 |         |         |  |
| 107 | 364,200 |         |         |  |
| 108 | 364,700 |         |         |  |
| 109 | 365,100 |         |         |  |
| 110 | 365,600 |         |         |  |
| 111 | 366,100 |         |         |  |
| 112 | 366,500 |         |         |  |
| 113 | 366,900 |         |         |  |
| 114 | 367,300 |         |         |  |
| 115 | 367,800 |         |         |  |
| 116 | 368,200 |         |         |  |
| 117 | 368,600 |         |         |  |
| 118 | 369,000 |         |         |  |
| 119 | 369,500 |         |         |  |
| 120 | 369,900 |         |         |  |
| 121 | 370,200 |         |         |  |
| 122 | 370,600 |         |         |  |
| 123 | 371,100 |         |         |  |
| 124 | 371,400 |         |         |  |
| 125 | 371,800 |         |         |  |
| 126 | 372,300 |         |         |  |
| 127 | 372,800 |         |         |  |
| 128 | 373,200 |         |         |  |
| 129 | 373,600 |         |         |  |

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手に適用する。

別表第3 本給の調整額

1. 適用区分表

| 職員   | 調整数 |
|--|-----|
| (1) 大学院修士課程において、授業を年度を通じて2単位以上又は学生に対する研究指導を担当する職員であって、大学院博士後期課程において学生に対する研究指導を主として担当する職員 | 2   |
| (2) 大学院修士課程において、授業を年度を通じて2単位以上又は学生に対する研究指導を担当する職員  | 1   |
| (3) 大学院博士後期課程において学生に対する研究指導を主として担当する職員   |     |

2. 調整基本額表

| 職務の級 | 調整基本額  |
|------|--|
| 1 級  | 10,500円<br>ただし、1号俸9,450円、2号俸9,549円、<br>3号俸9,648円、4号俸9,747円、5号俸9,841円、<br>6号俸9,940円、7号俸10,039円、8号俸10,134円、<br>9号俸10,237円、10号俸10,345円、11号俸10,453円、 |
| 2 級  | 11,900円  |
| 3 級  | 12,700円  |
| 4 級  | 15,000円  |
| 5 級  | 16,300円  |

別表第4 管理職手当額表

|                  | 本給表 | 職員の級 | 管理職手当額   |
|------------------|-----|------|----------|
| 第10条第1項第1号に掲げる職員 | 一般職 | 10級  | 139,300円 |
| 第10条第1項第2号に掲げる職員 | 一般職 | 10級  | 130,300円 |
|                  |     | 9級   | 104,200円 |
|                  |     | 8級   | 94,000円  |
|                  |     | 7級   | 88,500円  |
|                  | 教育職 | 5級   | 114,100円 |
|                  |     | 4級   | 106,900円 |
| 第10条第1項第3号に掲げる職員 | 一般職 | 8級   | 82,200円  |
|                  |     | 7級   | 77,400円  |
|                  |     | 6級   | 72,700円  |
|                  |     | 5級   | 62,300円  |
| 第10条第1項第4号に掲げる職員 | 一般職 | 7級   | 51,900円  |
|                  |     | 6級   |          |
|                  |     | 5級   | 49,600円  |

別表第4の2 職務付加手当額表

|                    | 職務付加手当額 |
|--------------------|---------|
| 第10条の2第1項第1号に掲げる職員 | 30,000円 |
| 第10条の2第1項第2号に掲げる職員 | 22,500円 |
| 第10条の2第1項第3号に掲げる職員 | 15,000円 |
| 第10条の2第1項第4号に掲げる職員 | 15,000円 |

別表第5 特別都市手当支給地域

| 支給地域     | 支給割合    |         |
|----------|---------|---------|
| 東京都特別区   | 100分の20 |         |
| 東京都小平市   | 100分の16 |         |
| 神奈川県横浜市  |         |         |
| 大阪府大阪市   |         |         |
| 埼玉県さいたま市 |         | 100分の15 |
| 千葉県千葉市   | 100分の12 |         |
| 愛知県名古屋市  |         |         |
| 兵庫県神戸市   |         |         |
| 茨城県水戸市   | 100分の10 |         |
| 滋賀県大津市   |         |         |
| 京都府京都市   |         |         |
| 奈良県奈良市   |         |         |
| 広島県広島市   |         |         |
| 福岡県春日市   |         |         |
| 宮城県仙台市   |         | 100分の6  |
| 栃木県宇都宮市  |         |         |
| 山梨県甲府市   |         |         |
| 岐阜県岐阜市   |         |         |
| 三重県津市    |         |         |
| 和歌山県和歌山市 |         |         |
| 香川県高松市   |         |         |
| 北海道札幌市   | 100分の3  |         |
| 群馬県前橋市   |         |         |
| 新潟県新潟市   |         |         |
| 福井県福井市   |         |         |
| 長野県諏訪市   |         |         |
| 静岡県三島市   |         |         |
| 静岡県浜松市   |         |         |
| 兵庫県姫路市   |         |         |
| 岡山県岡山市   |         |         |
| 徳島県徳島市   |         |         |
| 福岡県北九州市  |         |         |
| 長崎県長崎市   |         |         |

別表第6 寒冷地手当支給地域

| 地域の区分 | 地域     |
|-------|--------|
| 1 級地  | 北海道旭川市 |
| 2 級地  | 北海道札幌市 |
| 4 級地  | 青森県弘前市 |
|       | 青森県八戸市 |
|       | 岩手県盛岡市 |
|       | 秋田県秋田市 |
|       | 山形県山形市 |
|       | 長野県諏訪市 |